

6月は環境月間

引き継ぐ 豊かな環境

一人ひとりが行動しよう

私たちは地球温暖化や生態系の保全、ごみ問題など、数多くの環境問題に直面しています。

西宮の山・川・海の自然環境を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、市民や事業所、行政は協力してエコ活動に取り組んでいかなければいけません。今回は環境学習都市宣言に基づいて進めている環境の取り組みを紹介します。

6月は環境月間です。皆さん、エコ活動を始めませんか。問合せは環境都市推進グループ(0798・35・3803)へ。



地球温暖化対策は待ったなしで取り組むべき人類共通の課題です。一人ひとりが主体的に取り組んでいきましょう。

持続可能な地域づくり

ECCOプランを策定

平成20年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されたことを受け、市はこのたび、地球温暖化対策を進める計画「持続可能な地域づくりECCOプラン」西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定しました。計画では、地球温暖化の原因といわれる温室効果ガスを2020年度までに10%削減する(1990年度比)ことを目標に、西宮の豊かな環境を次世代

事業所も環境に配慮を

市は、環境に配慮した取り組みを行っている事業所を「地球温暖化防止推進事業所」として登録し、市のホームページ(アドレスはページ下参照)や刊行誌などで紹介しています。登録方法は市のホームページの「べんりナビ」の中の「環境」の「地球温暖化対策」からご確認ください。

地球温暖化防止推進事業所に登録することは、事業所の積極的な環境への取り組み姿勢をアピールし、社会的責任を果たしていることの証(あかし)となります。

持続可能なまちづくりのため、事業所で環境活動がさらに広がっていくように、市の事業展開も図ってまいりますので、登録にご協力をお願いします。

6月～9月はクールビズ

市の庁舎などでは、6月1日から9月30日まで「エコスタイル

子どもから大人まで広げよう

エコ活動の輪



小学生を対象として平成10年度からスタートした「EWCエコカード活動」では、子どもたちが学校・地域・事業所などでリサイクルや美化活動など地球に優しい取り組みを行い、エコスタンプを集めています。この活動を通じて、地域の人たちが子どもたちの環境活動をサポ

トする仕組みが構築されてきました。また、このエコ活動の取り組み



エココミュニティ会議

地域で取り組む環境活動

住みよい地域環境を次世代に引き継いでいくためには、幅広い世代が協力しながら、より快適な環境づくりを目指す活動が欠かせません。その地域活動の核となるのが「エココミュニティ会議」です。

学校区を自安に地域のさまざまな人が集まり、環境を切り口に地域づくりについて話し合い、活動につなげていくための場です。この場を通じて、地域のさまざまな情報を交換したり、人々の交流の輪を広げていくことも目指しています。



自然体験学習をテーマに活動している「春風エココミュニティ会議」

これまで「学文」、「浜脇・香榎園」、「塩瀬」、「甲東」、「春風」、「平木」、「浜甲子園」、「甲陽園」、「高木」、「甲子園口」、「神原」、「鳴尾東」、「山口」、「上ヶ原南」、「用海」、「大社」、「高須西」の17地区でエココミュニティ会議が発足しています。

今後、これらの地域では各会議の活動だよりなどを通じて、地域の皆さんに活動への参加を呼びかけていきます。

また市は、市内全ての地域でエココミュニティ会議の発足を目標として、立ち上げの支援や働きかけを行っています。

エコスタンプ設置店を募集



今後、このような環境活動の輪を広げていくために、子どもから大人までのさまざまな世代の皆さんに参加を呼びかけていきます。

市民の皆さんがリサイクルやマイバッグ持参などの環境活動を行った際に、エコカードや市民活動カードにエコスタンプを押印してもらえる店舗を募集しています。

詳しくは環境学習サポートセンター(0798・67・4520)へ問合せを。

広告

阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

Q. ごはんを炊くときにお米が少ないとおいしくないというのは本当?
A. 本当です。炊くごはんお量が少ないと、熱の伝導がよすぎて水が早く蒸発してしまい、お米のデンプンの構造変化が充分に行われなくなり、おいしいごはんにならないためです。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

広告

債務整理

誰にも知られないうちに借金問題を整理したいなら

- ◎任意整理 消費者金融等から高金利で貸付を受けている場合、あなたの代理人として「利息制限法」に従って本来の残債額を確定し、その支払い方法(月々の返済額、支払い回数)の和解交渉をいたします。
- ◎個人再生 資産等を処分せずに、3年程度の期間に支払い可能な一定の金額を返済すれば債務が免除される手続きです。
- ◎自己破産 資産も無く多重債務で支払っていきける目途も立たない場合は、裁判所での決定により債務の責任を免除されます。

過払金返還請求

- ◎「利息制限法」を超える利息は無効となり、消費者金融等への過払金(払いすぎ利息)は返還請求することができます。
- ◎最近、契約書を書き換えて、金利が18%以下になったとしても以前の取引が「利息制限法」を超えるのであれば可能です。
- ◎現在、全額返済して残高は0(ゼロ)になっている方も、完済後10年以内であれば返還請求は可能です。

個人の秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。

あずさ司法書士法人
—神戸オフィス—
兵庫県司法書士会 法人番号 30-00023

神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F
TEL.078-958-6070
http://www.azusa-office.jp

司法書士 吉岡清志
■兵庫県司法書士会 第1539号 ■簡裁代理認定 2007年9月3日 第612389号

受付時間 AM10:00~PM7:00
土・日・祝日も受付いたしております。